

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年5月まで

20歳になったため国民年金に加入し、保険料は全て納付していたし、会社を退職した際には、厚生年金保険との切替手続きをきちんと行っていたので、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付を、区役所の出張所で行ったとしており、申立期間当時、その出張所が存在し、国民年金の加入手続及び保険料納付に係る事務を取り扱っていたことが確認できるとともに、納付したとする保険料額も、申立期間当時の保険料額とおおむね一致するなど、その申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険と国民年金（第3号被保険者も含む）の切替手続きを適正に行っていたことも確認できる。

さらに、申立期間は1回のみ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで
20歳になった時、父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれた。当時は両親と私の3人家族であり、父親が家族全員の保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が家族全員の国民年金保険料を納付していたとしており、オンライン記録で保険料の納付日が確認できる範囲において、申立人及びその両親の納付日は全て同一であるとともに、申立期間について、その両親は納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、その両親も、当該期間の前後について10年以上にわたり未納が無い。

さらに、申立期間は1回かつ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の一部について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録のうち、平成15年3月は20万円、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間は19万円、16年3月、17年4月、同年6月、同年8月、18年1月及び同年7月は22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑨について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月14日から20年3月1日まで
② 平成15年7月10日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月25日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年7月10日
⑦ 平成18年12月10日
⑧ 平成19年7月10日
⑨ 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間について、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額及び標準賞与額の記録と、給与明細書又は賞与明細書で確認できる実際の保険料控除額が合わない期間があるので、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①に係る標準報酬月額の記録のうち、平成15年3月は20万円、同年4月及び同年6月から8月までの期間は19万円、16年3月、17年4月、同年6月、同年8月、18年1月及び同年7月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成13年5月から14年6月までの期間、同年8月から15年1月までの期間、同年5月、同年9月から16年2月までの期間、同年4月から同年11月までの期間、17年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年7月、同年9月から同年12月までの期間、18年3月から同年6月までの期間、同年8月から20年2月までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことが確認できるとともに、14年7月、15年2月、16年12月及び18年2月については、給与明細書等、報酬月額及び保険料控除額が確認できる資料が見当たらないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑨について、申立人が所持する賞与明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、当該期間の標準賞与額の記録を、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準賞与額に基づく厚生年金保険料額と一致又は超えていないことが確認できることから、当該期間の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月30日から40年1月1日まで
② 昭和42年8月1日から同年9月1日まで
③ 昭和60年3月31日から同年4月1日まで
④ 昭和60年7月1日から同年10月1日まで
⑤ 昭和61年2月21日から同年3月1日まで
⑥ 平成15年8月12日
⑦ 平成16年8月12日
⑧ 平成17年8月12日

申立期間①のC事業所には昭和 39 年末まで勤務していたのに、同年 12 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②のD事業所は、途中で会社名が変わっただけで継続して勤務していたのに、当該期間の年金記録が欠落している。

申立期間③のB社では昭和 60 年 3 月末まで勤務しており、当該月の給与明細書を見たところ、厚生年金保険料も控除されているが、同年 3 月が被保険者期間となっていない。

申立期間④及び⑤のE事業所には昭和 61 年 2 月末まで勤務しており、当該月の給与明細書を見たところ、厚生年金保険料も控除されているが、被保険者期間となっていない。また、標準報酬月額を確認したところ、保険料が多く引かれている期間がある。

申立期間⑥、⑦及び⑧のF社では、平成 15 年から 17 年にかけての夏の賞与の記録が給与明細書で確認できる金額と乖離^{かいり}している。

以上の期間について調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、複数の同僚は、D事業所は、途中でA社に社名を変更したが、業務に変更は無く申立期間においても申立人と一緒に勤務していたと証言していることから、申立人は当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該複数の同僚は、申立期間前後において、給与額に変更は無く、厚生年金保険料についても控除されていたと思うと証言していることから、申立人についても、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和 42 年 9 月のオンライン記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和 42 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿謄本により、同社は同年 7 月 22 日に設立されていることが確認できる上、前述の複数の同僚が業務に変更は無く、申立期間においても継続して営業していたと証言しており、また、当該事業所の新規適用年月日に 8 名が厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していない

と認められる。

- 2 申立期間③について、申立人が所持している給与支払明細書、及び複数の元同僚の証言から、申立人がB社に昭和60年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和60年2月のオンライン記録、及び給与支払明細書の保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主にこれを確認することはできないものの、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和60年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間④の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E事業所は既に解散しており、当時の事業主も、「資料が無く、不明。」としているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間①について、申立人は、C事業所に昭和39年12月末まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所における当時の全被保険者数16人のうち、申立人と同一年月日（昭和39年12月30日）で資格喪失している者が11人確認でき、申立人は、「退職は事業所の倒産によるもの。」としているところ、元同僚2名は、「当該事業所は昭和39年末に倒産し、同年12月30日で退職した。」としており、申立人が当該期間において勤務していたことを推認できる証言は得られなかった上、申立人は給与明細書等の保険料控除が確認できる関連資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 申立期間⑤について、申立人は、E事業所に昭和61年2月末まで勤務し厚生年金保険料を控除されていたと主張しており、申立人が所持する給与支払明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人が所持する昭和61年2月分の給与明細書によると、出勤日数26日と記載されており、当該事業所では給与締め日は20日であったとしていることから、申立人が当該事業所に同年2月末まで勤務していたとは考え難い。

また、当時の事業主及び複数の元同僚に聴取しても、申立人の退職年月日についての証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和61年2月の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことは推認できるものの、当該期間については当該事業所に使用されていた者であったと確認できないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

6 申立期間⑥、⑦及び⑧について、申立人の所持する賞与支払明細書から、申立期間⑥は35万5,000円、申立期間⑦及び⑧は25万円の賞与が支給されていたことが確認でき、申立期間⑥は、35万円の賞与額に係る特別保険

料と標準賞与額 5,000 円に見合う厚生年金保険料が控除され、申立期間⑦及び⑧については標準賞与額 25 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると当該期間における標準賞与額は、申立期間⑥は 5,000 円、申立期間⑦及び⑧は 5 万円であることが確認できるほか、平成 15 年 3 月 31 日の賞与額は 35 万円、16 年 3 月 31 日及び 17 年 3 月 31 日の標準賞与額は、いずれも 20 万円と記録されていることが確認できる。

また、F 社が保管している賞与明細一覧表によると、当該事業所は、年に 3 回（3 月、8 月、12 月）の賞与を支給していることが確認でき、事業主は、「夏期賞与は 3 月に仮払いで支給しており、8 月の賞与支給時に仮払い分もまとめて賞与支払明細書を作成し、従業員に渡していたが、そのことを従業員には説明していなかった。」、「賞与支払届については支払いの都度、社会保険事務所（当時）に提出していた。」としているところ、当該賞与明細一覧表における 3 月と 8 月の賞与支給額及び厚生年金保険料額をそれぞれ合算すると、賞与支給額及び厚生年金保険料額ともに申立人が所持する賞与支払明細書と一致する。

なお、平成 15 年 3 月 31 日に支給された賞与 35 万円に係る特別保険料については、賞与から控除された厚生年金保険料が年金支給額に反映されることとなったのは、同年 4 月以降の措置であり、申立人の同年 3 月 31 日に支給された賞与に係る特別保険料は、年金支給額に反映されないこととなっている。

このほか、申立人の申立期間⑥、⑦、⑧における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらず、賞与支払明細書で確認できる賞与額、及び保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和40年10月にA社に入社し、46年10月1日に、同じ事業主により同社と同一の所在地に設立された子会社であるB社に異動した。その際も給与は継続して支給されていたにもかかわらず、A社での厚生年金保険の資格喪失日の記録が同年9月1日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言によると、「申立期間において申立人の勤務期間や給料の支給が途切れることは無かった。」、「同一事業主が同一の所在地に設立した子会社への異動であった。」としており、経理担当の取締役は、申立期間の保険料についても控除していた旨証言していることから、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和46年10月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年8月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年7月15日は18万円、同年12月15日及び18年7月14日は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月14日

A社から、申立期間①、②及び③に係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社が保管する賞与支払明細書（控）、申立人が所持する賞与支払明細書により、申立人が事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①については18万円、申立期間②及び③については19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「当時の資料が無く、保険料の納付については不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年7月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から12年7月まで

学生の時、母親が実家のあるA市において、国民年金保険料の学生免除申請の手続きを行い、その後、遡って納付してくれたと聞いている。同様の手続きをした弟については、免除された後に追納した記録となっているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料について、学生免除申請の手続きを行い、その後、追納したとするその母親から聴取しても、免除申請の手続きについては、具体的な記憶は無いとしており、当時の状況は不明である。

また、国民年金保険料の納付については、「社会保険事務所（当時）に相談に行った時、学生免除は追納しなければ年金給付額に反映されないと聞き、納付期限が迫っていたため、その日のうちに銀行から11万円を引き出し、手元にあった40万円と一緒に納付した。」と述べており、その母が所持する預金通帳を見ると、平成14年10月1日に11万円が引き出されていることが確認できるが、オンライン記録によると、申立期間より後の12年8月から13年3月までの保険料（計10万6,400円）が、同日に納付されていることが確認でき、これは、この時点で納付可能であった期間を最大限遡って納付したものと考えられることから、申立期間については時効により納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

20歳になったので、母親が市役所で国民年金の加入手続と同時に学生の免除申請をしてくれたので、免除期間であるはずの申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になり、市役所から国民年金への加入を勧めるはがきが届いたため、母親が市役所で加入手続及び免除申請をしてくれたと主張しているが、その母親から聴取しても、当時の記憶は曖昧であることから、申立人に係る加入手続及び免除申請を行った時期が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の平成7年度の国民年金保険料に係る免除申請は、平成7年5月31日に行われているところ、当時の国民年金制度では、申請した月の前月より前に遡って免除を受けることはできなかったことから、申立人の母親が、申立人に係る加入手続及び免除申請を行った時点で、申立期間に係る免除申請はできなかったと考えられる。

このほか、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 831 (事案 628 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 4 月までの期間、51 年 3 月及び 54 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 51 年 3 月
③ 昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月まで

姉から特例納付制度について聞き、昭和 63 年 11 月 15 日に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、未納期間の保険料を特例納付により遡って納付したので、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月以降に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、3 回にわたって行われた特例納付期間はすべて終了していたことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 18 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、新たに、申立期間①、②及び③の保険料を納付した際に所持していた年金手帳が見つかったとして提出するとともに、「申立期間①、②及び③の保険料は、昭和 63 年 11 月 15 日に納付した。領収書は、年金手帳と一緒に保管していたが、後に、社会保険事務所（当時）に行った際に回収されてしまった。」と主張している。しかしながら、当該年金手帳を見ても、当該期間のうち 54 年 6 月から 61 年 3 月までは国民年金の加入期間となっておらず、これ以外の期間は、時効により保険料が納付できない期間である。

また、申立人は、姉から特例納付制度について聞き、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したとしているが、昭和63年11月の時点では、最後の第3回特例納付期間が終了して8年以上が経過していることから、その内容は不合理と言わざるを得ない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、昭和63年11月15日付けで、61年4月まで遡って国民年金第3号被保険者となっていることから、この時期に第3号被保険者に係る手続を行ったことがうかがえるが、申立人は、「保険料を納付するのであれば、なぜ昭和63年などという時期に役所に行ったりするのか。」と述べているなど、当時の記憶は曖昧と見受けられる。

年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、申立ての内容が、「社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。前述のとおり、申立人の主張内容には、当時の制度と矛盾する点や、曖昧な点が散見されることから、申立期間の保険料を納付したと認めるのは困難である。

このほか、申立人の供述及び新たに提出された資料を検討しても、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 20 日から同年 11 月 6 日まで
② 昭和 41 年 10 月 20 日から同年 11 月 11 日まで
③ 昭和 42 年 4 月 29 日から同年 5 月 20 日まで
④ 昭和 42 年 10 月 20 日から同年 11 月 10 日まで
⑤ 昭和 43 年 4 月 17 日から同年 5 月 20 日まで

長期間、A職としてB社に勤務し、各々の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間については、ねんきん定期便の記録よりも長く勤めていた気がする。

調査の上、申立期間①、②、③、④及び⑤について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人と一緒にB社において、A職として勤務したとする複数の同僚は、「各々が自分の農閑期、農繁期に合わせて、自分の都合の良い日から当該事業所に勤務し、都合の良い日で退職していた。」と証言している。

また、申立人は、「給与の締め日が20日だったことから、各々の申立期間については20日を基準に申し立てた。」としているが、いずれの勤務期間についても記憶は曖昧であり、具体的な供述は得られない上、前述の複数の同僚からも、申立人の勤務期間についての証言は得られなかった。

さらに、申立期間②から⑤については、オンライン記録で確認できる申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の加入記録は一致している。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。